

第60回
沖縄地方交通審議会
船員部会 議事録

平成25年9月27日(金)

沖縄総合事務局

第60回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 平成25年9月27日（金）14時00分

場 所 沖縄総合事務局 1F 「共用会議室」

出 席 者

公益委員 宮里部会長 儀部委員、春田委員

労働者委員 姫路委員、大崎委員、辻委員

使用者委員 伊禮委員、大城委員

事 務 局 沖縄総合事務局運輸部 : 玉城海事振興調整官
" 船舶船員課 : 島袋課長、宮良課長補佐
德田労政係

議事次第

○開 会

○議 事

1. 第59回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況等について
3. 意見交換

○閉 会

(配付資料)

1. 第59回船員部会の議事録（案）
2. 船員職業紹介実績等一覧表（平成25年8月分）
3. 高年齢求職者給付金資料
4. 官報 第6130号
5. 船員部会委員名簿

(議事概要)

事務局（徳田）

定刻でございますので、会議を始めさせて頂きます。

本日は、公益委員3名、労働者委員3名、使用者委員2名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たしており、有効に成立していることをご報告致します。

それでは、配付資料の確認をさせて頂きます。

(配付資料の確認)

それでは、宮里部会長、よろしくお願ひ致します。

宮里部会長

皆さん、お忙しい中ご苦労さまです。

それでは、初めに第59回船員部会の議事録の承認について、お諮りしたいと思います。お手元に配付されております議事録をご確認下さい。

何かご異議等ありますでしょうか。無いようでしたら、原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、原案のとおり承認したいと思います。

続きまして、議題2の管内の雇用状況等につきまして、事務局にご説明をお願い致したいと思います。

事務局（宮良）

それでは、平成25年8月分の管内の雇用状況等の概要について報告致します。

●求人状況について

新規求人数は4件でした。

前月は1件でしたので3件増加、また、前年同月は2件でしたので2件増加となっております。

月間有効求人数は10件でした。

前月は7件で3件増加、また、前年同月は6件でしたので4件増加となっております。

月間有効求人数10件の内訳としましては、商船等7件、漁船3件となっております。

月額未済求人数は8件でした。

●求職状況について

新規求職数は5名でした。

前月は、7名でしたので、2名減少、また、前年同月は、6名でしたので1名減少となっております。

新規求職者数5名の内訳としましては、商船等5名、漁船0名となっております。

月間有効求職数は22名でした。

前月は22名で同数、また、前年同月は26名でしたので4名減少となっております。

月間有効求職数22名の内訳としましては、商船等15名、漁船7名となっております。

月末未済求職数は15名でした。

●成立状況について

8月は管内で1件の採用が決まりました。

成立状況としましては、近海の貨物船に航海士として60代男性1名が採用されました。

具体的な年齢は、62歳となっております。

●求人倍率について

8月の月間有効求人倍率は0.45倍でした。

前月は、0.32倍でしたので、0.13ポイント増加、また、前年同月は、0.23倍でしたので0.22ポイント増加となっております。

●新規求職者の退職理由、又は求職理由別内訳について

8月の新規求職者5名の退職理由としましては、自己都合となっております。

新規求職者が所属していた会社所在地につきましては、管内が3名、管外が2名となっております。

●失業等給付支給内訳について

基本手当初回受給者は1名でした。

受給者実人数は4名、支給述べ件数は4件で、

基本手当支給金額は、635,752円、

その他の支給はありませんでしたので、総支給額は、635,752円でした。

以上でございます。

宮里部会長

ありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

大崎委員

月末未済求人数のうち、漁船の事務部で「その他」のところに、部員の求人が一人ありますか、職種は何になるのでしょうか。仕事の内容は何を求めて求人をしているのでしょうか。

事務局（宮良）

漁業取締船の司厨員です。

大崎委員

ありがとうございます。

宮里部会長

他に、何かございますでしょうか。

無いようですので、議題3の意見交換に移りたいと思います。
何か、ございますか。

辻委員

海員組合の活動としまして、9月にFOC・POCキャンペーンといって、外国船を査察をする活動を行っております。

当組合でも9月8日から3日間活動を行いましたが、残念ながら、当該期間中、沖縄には対象となるような船舶の入港はありませんでした。我々としては、引き続き、劣悪な環境にある船員の状況調査等を兼ねて、このような活動を行っていきますので、ご協力をお願いしたいと思います。

大崎委員

2点あります。

まず、最低賃金と基本給の考え方について、会社によっては、最低賃金と基本給という考え方を全く分かっていないところがあります。

現場の組合員というか、船員の方は、最低賃金が基本給だと考えている方も結構おられます。そこで、最低賃金と基本給の関係について、理解を深める形で一つお教え頂きたい。

もう1点が、高年齢求職者給付金についてで、前回も部会で質問しましたけれども、対象年齢について、若干分かりにくいところがあるので、そこを現在の対象年齢と船員の定年年齢の考え方について、お教え頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

宮里部会長

これについて、何かありますか。

事務局（宮良）

（「高年齢受給資格者のしおり」他資料により説明）

続いて、最低賃金のことについて、引き続き説明させて頂きます。

最低賃金の制度について理解が足りていない事業者があるということですが、最低賃金につきましては、窓口にて問い合わせがあった場合、以前にお配りした資料で説明させて頂いております。また、資料につきましては、当局のホームページにも同じものを掲載しており、電話等の問い合わせについてホームページを紹介し、最低賃金の額、該当する船種等、できるだけわかりやすく説明するように努めているところでございます。

それから、宮古・八重山運輸事務所、運航労務監理官に確認してみたのですが、私の聴き取った感じでは、特に対外的な説明の中で誤解を招くような説明がなされているということはありませんでした。ですから、的確な説明を我々、沖縄総合事務局としてはさせて頂いているつもりなのですが、受けとる側の認識が少し足りていない部分もあるかと思います。もし、最低賃金に関する取り扱いに疑問等があるようでしたら、私共、沖縄総合事務局に問い合わせてもらえば、その疑問なりを解決できるかと思いますので、そういう事業者さんがおられましたら、是非我々の方に問い合わせるようにお知らせして頂きたいと思います。

以上でございます。

大崎委員

資料の「高年齢受給資格者のしおり」について質問があります。4ページに「失業状態にあった日が7日間」とあり次ページの下に、「失業の認定を受けた日から、おおむね7日後」とあります。「失業状態」と、「失業認定」とは違いますよね。どちらが正しいのですか。

事務局（宮良）

まず、5ページ下の「給付金の受け取り方法は」というところですが、ここは最後のステップになっていきます。失業の認定を受けて即支給ということではなくて、失業の認定を受けた後、口座に振り込まれるのが、概ね7日間かかるという説明になります。

そして、「失業状態にあった日が7日間」という説明をこのページの例でみていきますと、3月31日に離職された方が、離職票を手に我々の窓口に来ます。この例では、4月20日に来局されて、その時点で受給資格を決定します。その決定の日から7日間が「待機」という期間になります。この待機の期間、7日間は、法令で定められたものになります。例えば待機の間に1日就労があれば、そこの1日を飛ばしてトータルの7日間ということになります。

また、この例では「給付制限」とありますが、自己都合等で退職された方の場合、3ヶ月の給付制限がありますので、4月27日に待機があけた後、3ヶ月を経過して、それから、こちらの指示する日にもう一度来局して、失業の状態であるということが認定されれば、支給されることが決定し、その決定された日から概ね7日後に、口座に振り込まれる、支給されるという流れになっております。

大崎委員

それは、基本手当の話ですか。

事務局（宮良）

これは、高年齢求職者給付金の制度の話です。

大崎委員

受給資格決定後、待機の7日が終わって、それから高年齢求職者給付金が出るのではないですか。

事務局（宮良）

待機の後に、失業の認定をする必要があります。

大崎委員

3ヶ月後ですか。

事務局（宮良）

この例の場合は、給付制限がありますが、定年退職の方であれば給付制限はありません。

大崎委員

ということは、7日後ですよね。

宮里部会長

お金を手にするまではという意味では、最短で 14 日となるのではないですか。

事務局（宮良）

最短ということになるとそうなると思います。

大崎委員

そうなると、失業認定の日というのは、おかしくなりませんか。これで、14 日なのですか。

事務局（宮良）

待機の 7 日間があけた後に、もう一度来て頂きます。この例でいくと 5 月 13 日にもう一度来て頂いて、その時点で失業の状態であると認定されれば、支給されるということが決定されます。

大崎委員

7 日でもらえるものだと思っていたのですが。

事務局（宮良）

必ず 7 日は間をあけて、その後、もう一度来て、そのときに初めて「失業の認定」ということになります。

大崎委員

その後に、年金のほうになればいいわけですね。

事務局（宮良）

年金については、「老齢年金との併給は」と書かれた右枠の中に、「高年齢求職者給付金を受給しても年金は、支給停止となりません。」とあります。

大崎委員

もう一点、陸上については、65 歳までの雇用が確保されていて、65 歳から高年齢求職給付金があります。船員は概ね 60 歳で定年になるわけで、60 歳で定年になった後、基本手当をもらう手続をしなければならず、高年齢求職者給付金の受給資格のある船員は、通常いないのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

事務局（宮良）

現実に、高年齢求職者給付金を受けた船員はたくさんおります。

大崎委員

それは、何歳の人ですか。

事務局（宮良）

資料の表にあてはまる生まれ年の年齢を「65 歳」に読み替えて、適用されるなら高年齢

求職者給付金が受給できます。

大崎委員

今の60歳の人でいえば、64歳にならないともらえないのではないかですか。

この昭和28年4月2日に生まれた人は、現在60歳で、その方は64歳にならないと対象年齢にはならない。でも、60歳で定年退職となったときに、年金をもらうしか手はないわけです。年金は、現在60歳ですよね。

私が言いたいのは、定年と高年齢求職者給付金を整合しないといけないのではないか、という問題提起です。陸上の場合は、法律で65歳までの雇用を確保されて、60歳以下の定年は認めないと言われているけれども、船員の定年は労使間で決めるものであって、現在大概60歳でやられている。この高年齢求職者給付金については、雇用保険の兼ね合いで65歳まで引っ張った経過措置として、この年齢が示されているのですが、現時点では、60歳の人が定年退職したときに、この制度にはのつかないので、雇用保険に整合されたからこうなったかと思うので、今後、高年齢求職者給付金については、船員の定年年齢等を鑑みれば、整合していかないと、定年以降年金をもらえない人が、基本手当をもらわないといくなるし、就職活動をしなければいけない状況になります。

事務局（宮良）

「就職活動をしなければならない」というところですが、高年齢求職者給付金をもらうには、「失業の状態である」ことが認定されること、就職したいという意思を求めないといけないわけです。

大崎委員

そこで言っているのが以前の制度のことです。60歳で定年した後、この高年齢求職者給付金だったと思います。皆さん、定年されたら、失業手当をもらうか、年金をもらうかどちらが得かというのをやっていると思うのです。年金が得なのか、基本手当をもらうのが得か損か、そこの選択肢はあると思うのですね。船員は、今はもう年金の選択しかなくなっているような気がします。

事務局（宮良）

離職された方が、手当の支給を受けるためには、先程言いました表であてはめる年齢になれば、高年齢求職者給付金、それ以下の方で受給資格がある方であれば、一般的いわゆる「失業手当」ということになります。どちらの場合にしても、職を求め求職しているということがまず一つの条件になります。そこと、年金という制度の考え方は別々になってきますので、失業手当の制度を選択されている方と、年金を選択される方というのは、必然的に仕事を求めるのか、年金を求めるのかで分かれているのかなと思います。

春田委員

被保険者の問題と社会事故が別ということですね。もらう方からすると、どっちかを選ぶという話で、事務局の説明とは社会的な事故が違って、受給される方にとってみると、どちらが得かといったずれがあるかもしれない。けれども、年金制度は年金制度としての社会事故があって、雇用保険は雇用保険として社会事故があるというところで、説明をされるのは、制度としての部分が違うということなので、ずっと平行線でいくと思います。

大崎委員

ただ、分かってもらいたいのは、以前なら、60歳で基本手当を求めた後、その翌月から年金がもらえたわけです。60歳で定年して、失業認定をしてもらい、50日の給付金をもらった後、年金支給の手続をすれば、年金をもらえるというやり方が、もう今後はできなくなりますというだけの話だったのですが、これは制度の話なので、これ以上言ってもだめだと思います。

ただ、陸上では、定年された方が雇用も確保されて給付金もあるけれども、船員はいけないというところだけを認識しておいていただければ結構です。

以上です。

宮里部会長

他に何か質問等、ご意見ございますか。

無いようでしたら、事務局の方から連絡事項等ありますでしょうか。

事務局（宮良）

情報としてですが、お配りしております官報につきまして、9月15日付の第6130号に、「船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、「関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行った」と掲載されております。

北海道、東北、関東、北陸信越、それぞれの地区に関しましては、沖合底引き網漁業及び大中型巻き網漁業についての公示がなされております。

そして、四国に関しましては、この2つの業種に加えて、旅客のほうも行われると公示されましたので、報告させて頂きます。

以上でございます。

宮里部会長

ありがとうございました。

他に無いようでしたら、次回のお知らせ等を宜しくお願ひします。

事務局（徳田）

8月23日付の「沖縄地方交通審議会船員部会の名簿」をお配りしておりますので、ご確認下さい。

今回の船員部会についてのお知らせです。

10月の部会は、10月25日の金曜日、1階共用会議室で14時より開催致します。

宮里部会長

それでは、本日の部会は、これで終了したいと思います。

皆さんご苦労さまでした。